### 解題 D V D - R O M 選挙制度調査会議事速記録

# 選挙制度資料 昭和二四~三四年』

## 安 野修 右

者が大きくかかわった『DVD―ROM 選挙制度調査本稿の目的は、「文生書院」が販売し、その作成に筆一 はじめに

以上の経緯から、以降の「はじめに」は、同資料集のるのに必要と思しき基礎的情報を補足することにある。敷きにし、さらに当該資料の性格を外部の人間が把握す敷きにし、さらに当該資料の性格を外部の人間が把握す会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』につ

は、 許諾をえていること、ご留意いただければ幸いである。 も含め、その旨、販売元の「文雄書院」に事前に相談し の諮問機関として計八回 一九五七年、 一九五二年、 解説」と内容にかなりの重複箇所がある。 ては脚注を参照されたい)開催されている。 そのうえで選挙制度調査会は、選挙制度に関する内閣 その後身である「選挙制度審議会」と同 一九五九年。 一九五三年、 なお回次の数え方の問題につ (一九四九年、 一九五五年、 一九五一年、 本稿の執筆 九五六年、 同調査会

軽視されてきたといえる。れており、既存の選挙制度研究においては、その存在がを除けば、戦後政治にさほど影響力を残さなかったとさ一九五六年のいわゆる「ハトマンダー」に関連するもの

規制 ど)、実務家(坂千秋、鈴木俊一、 選挙制度に関して自らの思うところを率直に述べている 沢佐重喜など)、あるいは法曹関係者 事項に及んでいる。 法改正の国民投票制度など、選挙制度に関するあらゆる 選挙権の要件、 が参加しており、そうした重要人物が審議過程のなかで 蝋山政道、矢部貞治、 は後に大きな足跡を残した研究者 ところに特徴がある。 議院・参議院・地方自治体の選挙制度はいうに及ばず、 しかしながら、 新井裕など)、政治家(牧野良三、川島正次郎、 政治資金規制、 選挙管理行政、 同調査会は、当時既に一線級、 選挙争訟に関する制度、 しかも同調査会の審議内容は、 中村菊男、 選挙取締行政、 吉村正、大石義雄な 小林与三次、 (たとえば宮沢俊義 (海野普吉など) 選挙運動 日本国憲 金丸三 あるい 衆

そも歴史資料として価値があると同時に、極めて広範なしたがって、『選挙制度審議会議事速記録』は、そも

で利用価値がある。たとえば特定の公職選挙法の条文のて利用価値がある。たとえば特定の公職選挙法の条文のは当時の主要な学者、政治家、実務家の発言が記録されたもつ政治学者・行政学者にとって有益だろう。また選挙の執法解釈に関する審議内容は、当該条文をより精緻に理解は当時の主要な学者、政治家、実務家の発言が記録されたもつ政治学者・行政学者にとって重要だろう。あるいは当時の主要な学者、政治家、実務家の発言が記録されたもつ政治学者・行政学者にとって重要だろう。また選挙の執法解釈に関する研究者、あるいは選挙関係の実務家にとって対しては、関係官庁の関係者が率直な見解をは当時の主要な学者、政治家、実務家の発言が記録されていること自体、同時代の選挙法の変遷に関心をもつ歴といること自体、同時代の選挙法の変遷に関心をもつ歴といることは、関係官庁の関係者が表示といる。

ある。 こで筆者個人としては、 内容も多岐に及ぶため、 を必要とする。 館・公立図書館に点在するかたちで所蔵されているの 国会図書館に所蔵されているわけではなく、各大学図 利用にあたって、様々な物理的・手続的・経済的障害が の「選挙制度審議会」にもかなりの程度当てはまる。 存在した。選挙制度調査会の速記録は、その全てが国 もっとも、『選挙制度調査会議事速記録』には、 しかも同速記録は、 またこれと同様の問題は同調査会の後身 同調査会及び同審議会の速記録 資料の読解自体にも大変な労力 頁数自体が膨大であり、 その

究の進展に貢献できればと常々考えていた。 資料価値の本来の高さを研究者間で共有 のように利用できるようにすることで、 内容に関して、 あたかも「国会会議録検索システム」 両速記録がもつ Ų 選挙制度研

生書院」 度資料 まえて、 索機能を盛り込むことが議論され、 閲覧できるようにするため、 定されており、 する者のなかには、 とが想定されることを考慮し 多様であれば、 打診もあり今回の運びとなった。その際、 い者もいるだろう)、 に加えて、さらには「文生書院」からのDVD版作成の よびその存続の社会的重要性を筆者が強く認識したこと している事実が判明した。そこで古書店のもつ流通網 者自身も、  $\overline{\mathrm{D}}_{\mathrm{V}}$ Ď | に相談したことにある。 昭和二四~三四年』 同調査会・審議会の速記録を多く保有する その所在を把握できていない資料を多数所 R O M それに関連する審議内容のみを閲覧した それを利用する者の用途も多様であるこ 研究対象となる制度や人物が既に特 選挙制度調査会議事速記録 利用者が必要とする資料に容易に 作成の発端は、 各審議内容のキーワード検 (たとえば同資料集を利 その過程のなかで、 同 D V D 資料の内容が その旨もふ 版の機能と /選挙制 文 筆 お 有

> 15 O

して実装された。

ことを目的としている。 や審議内容など事実関係に関する記述を中心として、 れば幸いである。以上をふまえ、 な評価が下せないことについては予め留意してい 挙法上の選挙運動に関する規定に関心をもっている。 たがって、そこから著しく外れた領域については、 所蔵されている各回の概要について筆者なりに解説する は、『DVD― ない。何を隠そう筆者自身もそうである。 検索すればよいか、 歴史的 る もっとも、それだけは膨大な審議内容のなかから何 価値について若干のコメント加えたいと考えて ROM版 頭を悩ませる利用者も ただし筆者は、 選挙制度調査会議事速記録』 本稿では各回の参加 主として公職選 そこで本稿で いるかもし ただけ そ

速記録 0 )概要 D V D 選挙制度資料 Ř O M 選挙制度調 昭和二四 「 〜 三 匹

D D Ŕ 0 M 選挙制度調 査会議事 速記 録 選挙制

は以下の資料から構成されている。全体では総計二七○○頁を超える。同資料集は具体的に全体では総計二七○○頁を超える。同資料集は具体的に度資料 昭和二四~三四年』は、選挙制度調査会に関す

- (一) 第一次選挙制度調査会 (一九四九年)
- 一、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第一
- 部)』(芹田東光社、一九四九)(一三〇頁)
- 二、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第二
- 部)』(芹田東光社、一九五〇)(三六七頁)
- 三、全国選挙管理委員会『選挙制度資料(第三
- 部)』(芹田東光社、一九五〇) (二三四頁)
- 二)第二次選挙制度調査会(一九五一年)
- 一、選挙制度調査会『選挙制度調査会(総会)
- 議事速記録』(選挙制度調査会、一九五一年)
- (二二)(三頁)
- 二、選挙制度調査会『選挙制度調査会(第一委
- 員会)議事速記録』(選挙制度調査会、一九五
- 年) (一七四頁)
- 二、選挙制度調査会『選挙制度調査会(第二委

- 員会)議事速記録』(選挙制度調査会、一九五一
- 年) (一四五頁)
- 員会)議事速記録』(選挙制度調査会、一九五一四、選挙制度調査会『選挙制度調査会(第三委
- 年) (二九九頁)
- (三) 第三次選挙制度調査会 (一九五二年)
- 議院議員選挙制度)』(選挙制度調査会、録(日本国憲法改正に関する国民投票制度、参一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記
- (四)第四次選挙制度調査会(一九五三年)一九五二年)(三五六頁)
- 録』(選挙制度調査会、一九五四年)(一七二頁)一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記
- (五) 第五次選挙制度調査会 (一九五五年)
- 録』(選挙制度調査会、一九五五年)(一三○頁)一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記
- (六) 第六次選挙制度調査会 (一九五六年)
- 録(小委員会)』(選挙制度調査会、一九五六年)一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記
- (二二三頁)

# (七) 第七次選挙制度調査会 (一九五七年)

(一三二頁) 選挙制度調査会、一九五七年)録(参議院議員、地方公共団体の議会の議員の一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記

# (八) 第八次選挙制度調査会 (一九五九年)

録』(選挙制度調査会、一九五九年)(三〇〇頁)一、選挙制度調査会『選挙制度調査会議事速記

然としない資料が多くある。

然としない資料が多くある。
以上がDVD版を構成する各調査会の速記録の概要に以上がDVD版を構成する各調査会の速記録が当時の然としない資料が多くある。
とのうち第一次選挙制度調査会の速記録が当時のなる。
とのうち第一次選挙制度調査会の速記録が当時の然としない資料が多くある。

### 三 各回の共有箇所について

る。

ないし相違点がある場合の対応を示すこととした
箇所、ないし相違点がある場合の対応を示すこととした
のはついて解説するにあたり、まず一連の速記録の共通
ここでは各回の選挙制度調査会の概要とその歴史的評

### 一、選挙制度調査会

1、総理府設置法抜粋

2、選挙制度調査会令

3、異参川度周至宗義司

4、選挙制度調査会委員、専門調査員及び3、選挙制度調査会会議規則

二、選挙制度調査会諮問及び答申等

1、 諮問

2、答申

査会速記録の目次から一部簡略化しつつ抜粋)三、選挙制度調査会議事速記録(以下省略、第一次調

ここからも分かるように、「一、選挙制度調査会」の

解題 『DVD—ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野)

五(一一九)

都度示すこととする。 都度示すこととする。 を加ている。このうち法令や規則などは、共通箇所であるために、以降の各回の解説では省略する。参加者などされている。このうち法令や規則などは、共通箇所であした後、各回に参加した委員、専門調査員及び幹事が示箇所では、まず同調査会の根拠法令、及び会議規則を示箇所では、まず同調査会の根拠法令、及び会議規則を示

また「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた「二、選挙制度調査会諮問及び答申等」についてまた。

とする。 ンバーと審議内容及び会議が開催された日付を示すこと 詳細な委員会名簿が作成されている場合、各委員会のメ 次に「三、選挙制度調査会議事速記録」については、

そのうえで最後に、各回の概要等について、当時の新

聞記事等を引用しつつ、解説することとする。

### 四 各回の解説

### (一) 第一次選挙制度調査会

臨時委員。以下同様)()内に示す。なお(臨)が示されている場合は一、参加者(委員の経歴等が記載されている場合は、

地方公共団体関係者委員(以下三二名。会長、渡辺銕蔵

都北多摩郡府中町))、伊藤幟(福島県本宮町町長)員会横浜市)、桑田祐栄(町村選挙管理員会(東京長)、神戸正雄(京都市長)、伊東三省(市選挙管理長)、神戸正雄(京都市長)、伊東三省(市選挙管理長)、安松崎権四郎(都道府県選挙管理員会連合会長)、安

大石義雄宮沢俊儀、田中二郎、鵜飼信成、吉村正、

潮田江次

学会

・言論関係

松方義三郎(共同通信社)、長谷川才次(時事通信

社)、南江治郎 (日本放送協会)

· 経済団体関係

永野重雄(日本製鉄株式会社常務取締役)、近藤鉄

次(東京商工会議所副会頭)

・労働組合

**美川労働租合連合会)、公甫青一(全日本毎員租合高野実(日本労働組合総同盟)、細谷松太(全国産** 

業別労働組合連合会)、松浦清一(全日本海員組合

(臨))

·学識経験者

関口泰 (評論家 (朝日新聞社顧問))、阿部眞之助

(評論家(毎日新聞社顧問))、草野豹一郎(弁護士

(元大審院判事))、渡辺銕蔵(東宝社長)、白根竹介

(参議院全国選出議員選挙管理員会委員長)、山室民

子 (文部省社会教育施設課長 (臨))、斎藤きえ (新

日本婦人同盟 (臨))

·全国選挙管理員会

海野普吉(委員長)、小坂順造(委員(臨))、工藤

鉄男 (委員 (臨))、長世吉 (委員 (臨))

② 幹事(以下二四人)

吉岡恵一 (全選管事務局長)、金丸三郎 (全選管選

判読不可。東京都選管) 小倉謙 挙課長)、石渡猪太郎 経済部長)、辻田力 喜久衛(郵政省郵務局長)、野村義夫(電波庁法規 矢野邦雄 計局長)、石原周夫(大蔵省主計局次長)、中尾博之 林修三(法務府法制意見局第一局長)、 岩倉規夫(内閣総理大臣官房総務課長)、高橋一郎 政部長)、長野士郎 (大蔵省主計官)、荒木茂久二 (運輸大臣官房長)、 (最高検察庁検事)、武藤文雄 (法務府検事局長)、宮下明義(法務府刑事課長)、 (地方自治庁連絡行政部長)、萩田保(地方自治庁財 (文部省調査普及局地方連絡課長)、 (国警本部捜査課長)、 (最高裁判所行政局行政第二課長)、浦島 (文部省調査普及局長)、相良唯 (地方自治庁財政部財政課長)、 (全選管管理課長)、 河野一之(大蔵省主 (国警本部刑事部長)、 田窪〇 出射 鈴木俊一 義夫

二、諮問と答申

① 参議院議員選挙制度に関する件

び当選人に関する事項、再選挙、補欠選挙及び繰上事項、投票その他投票手続に関する事項、候補者及選挙区に関する事項、選挙権及び被選挙権に関する

る事項、選挙運動費用に関する事項、選挙執行に要補充に関する事項、選挙運動の規正及び公営に関す

② 選挙運動の方法について(答申が記載されていな

する経費に関する事項

かったため、付議事項を示す)

る事項、選挙運動の公営に関する事項、選挙運動費(選挙の―筆者)基本事項、選挙運動の規正に関す

三、議事録

用

① 各委員会委員と審議事項

第一委員会委員

・委員

井誠一郎、松崎権四郎、阿部真之助、吉村正、潮田義雄、山室民子、高野実、田中二郎、工藤鉄男、安白根竹介(委員長)、伊藤三省、長谷川才次、大石

・審議事項

江次、

近藤鉄次

の議会の議員の定数に関する事項等)、地方公共団体挙権及び被選挙権に関する事項等)、地方公共団体一般的事項(定員、任期、選挙区及び選出方法、選

・第二委員会

・委員

坂順三、佐藤きえ、 鵜飼信成、 長世吉、 宮沢俊義 神戸正雄、 (委員長)、 草野豹一郎、 関口 南江治郎、 石原永明、 松浦清一、松方義三郎、 ...泰 永野重雄、 伊藤幟、 細谷松太、 海野普吉

審議事項

項、同時選挙・再選挙に関する事項、選挙運動等に関する事項、同時選挙・再選挙に関する事項、立候補制度及選挙手続に関する事項、不在者投票制度に関する事

Į

第三委員会

・委員

草野豹一郎(委員長)、吉村正、田中二郎、海野普吉

・審議事項

② 審議日程

選挙争訟制度改正要綱幹事試案、

当選無効の原因

・総会

日)、第三回(一〇月一〇日)、第四回(一〇月一一第一回(一九四九年八月二七日)、第二回(九月八

日 第五回 (一〇月一七日)、第六回 (一一 月一日)、 (九月四

第七回 (一九五〇年二月一五日)、第八回

第一委員会

回 (一九四九年一一月一一日)、 第二回 

一八日)、第三回 (一一月二九日)、 第四回 

月九日)、第五回 (一二月二〇日)、第六回 <del>(</del>月

二八日)

第二委員会

第一回(一九四九年一一月一 四日)、 第二回 

月二八日)、第三回 (一二月六日)、第四回 (一二月

一六旦

第三委員会

第一回 (一九五〇年一月一八日)、第二回 (一月

二〇日)、第三回 (二月八日)

四 解説

声明」) 日本の選挙運動規制への違憲勧告 第一次選挙制度調査会は、一九四九年総選挙に始まる に端を発する公職選挙法制定の一過程としてな 同法制定及び同調査会の経緯については、 (通称「インボーデン

程度が劣るものであったとされている。もっとも、第一た全選管の試案と比較すれば、選挙運動規制の自由化の 事務局を全国選挙管理委員会がつとめており、 規制の緩和に関する議論をまとめた第二部、 院の選挙制度に関する審議をまとめた第一部、 あったかは今まで全く不明であり、筆者自身も同速記録 著名な杣正夫や前述の堀内などの文献において引用され なった」と要約されている。第一次調査会についても、 (4) 案の主導権を握ることで権限強化を狙う全国選挙管理委 堀内匠の文献において「国会主導化を図るGHQと、法 なっている。 見」された側面があるだろう。同速記録の構成は、 D は作成されていないと認識していた。したがって、本 た形跡がみられず、実際の審議内容がどのようなもので 次調査会の速記録に関しては、たとえば選挙制度研究で る側面が強い。その答申の内容は、同年四月に発表され 員会(全選管)との間での駆け引きが展開されることと して全選管が収集した一次資料をまとめた第三部 (及びその前身の内務省地方局)に大きく影響されてい VD版に内蔵されている同速記録は、 おそらく「再発 それに関連 選挙運動

### 第二次選挙制度調査会

参加者(参加者名簿が各委員会の委員順となって いたため、ここでそれも示す)

1 委員 (以下一八名)

牧野良三 (会長)、関口泰 (副会長)

- 第一委員会 宮沢俊義 (委員長)、古井喜実、 大謳、久布白落実、次田大三郎(臨) 加藤
- 第二委員会 田武夫、村岡花子、渡辺鋳蔵 阿部眞之助(委員長)、三輪寿壮、 野
- 竹武七郎 第三委員会 (臨)、岸本義広 島田武夫(委員長)、 山崎佐 (臨)、 大
- 2 専門調査員

小倉庫次、 沢田広

3

長)、奥野誠亮(地方自治庁財政課長)、 吉岡恵一 (全選管事務局長)、金丸三郎 課長)、林修三 (法務府法制意見局第一局長)、三堀 **拳課長)、石渡猪太郎(全選管管理課長)、鈴木俊** (内閣官房総務課長)、神谷尚男 (地方自治庁次長)、長野士郎 (地方自治庁行政課 (法務府刑務局刑事 山田 (全選管選 |明吉

> 絡課長)、久保下久二 (東京都選管事務局長) 調査普及局長)、田中彰(文部省調査普及局地方連 長)、新井裕(国警本部捜査課長)、河野一之(大蔵 博 (最高検察庁検事)、武藤文雄 省主計局長)、白石正雄 (最高裁判所行政局行政第二課長)、辻田力(文部省 (大蔵省主計官)、矢野邦雄 (国警本部刑事部

二、諮問と答申

1

衆議院議員の選挙制度に関して

の緩和 運動費用の低減選挙運動の形式犯に関する行政罰則 記号式投票制の導入、選挙運動規制の合理化と選挙 選挙管理機関の責務の明確化、 小選挙区制の導入、

三、議事録

1 審議事項(各委員会名簿は既出なので省略)

第一委員会

る事項、憲法改正の国民投票に関する事項 選挙法の基本的観念に関する事項、 選挙手続に関す

第二委員会

選挙区制に関する事項、 参議院議員選挙に関する事項、 立候補制度に関する試行、 教育委員会委員の選

挙及びその他の選挙に関する事項

・第三委員会

選挙運動及び選挙公営に関する事項、選挙取締及び

罰則に関する事項

② 審議日程

会 第一回(記載なし)、第二回(一九五一

年五月二九日)、第三回 (六月四日)、

第四回 (七月一一日)、第五回 (八月

一七日)、第六回(八月二二日)

回 (六月八日)、第三回 (六月一五日)、

第一回 (一九五一年六月四日)、第二

第四回 (六月二九日)、第五回 (七月

六日)、第六回(七月二〇日)、第七回

(八月三日)

第二委員会 第一回(一九五一年六月四日)、第二

第四回 (六月二〇日)、第五回 (六月

(七月一一日)、第八回 (七月一八日)、二七日)、第六回 (七月四日)、第七回

第九回(七月二五日)(七月一一日)、第八回(七月一

第三委員会 第一回 (一九五一年六月四日)、第二

回 (六月一一日)、第三回 (六月二三

日)、第四回(六月二八日)、第五回

七回(七月一六日)、第八回(七月(七月二日)、第六回(七月九日)、第

二三日)、第九回 (七月三〇日)、第十

回(八月四日)

・第一、二、三委員会連合会 一回限り(一九五一年

八月一四日)

四、解説

(8) 第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が第二回選挙制度調査会は、「内実共に全選管の影響が

る。 題まで広範に及んでいる。 員会の審議事項からも明らかなように、 第一委員会、第二委員会、第三委員会)あるが、全体の 我々が一般に考えているよりもはるかに高い可能性があ の有無のみならず、選挙の管理・執行から選挙争訟の問 区制を根付かせるかに議論の力点が置かれている。もっ 議論の傾向としていえば、 たがって、第二回調査会の戦後政治史上の重要性は、 区制導入論議の一つの契機とみなせるかもしれない。 するならば、第二回調査会は、五○年代における小選挙 を検討するかたちをとっていること(後述する)を考慮 ダーに関連してなされた一九五五年及び五六年の調査会 いずれにせよ、同調査会の速記録は合計四部 第二回調査会の答申を土台にして、その導入の是非 第二回調査会の審議内容は、第二委員会や第三委 日本政治に如何にして小選挙 小選挙区制導入 (総会、

### 二) 第三次選挙制度調査会

### 一、参加者

① 委員(以下二〇名)

牧野良三(会長)、関口泰(副会長)、宮沢俊義、古

武藤武雄 
武藤武雄 
武藤武雄 
武藤武雄 
武藤武雄 
武藤武雄 
武藤武本 
武藤武之介、三輪寿壮、野田武夫、村岡花子、渡辺 
四部真之介、三輪寿壮、野田武夫、村岡花子、渡辺 
井喜実、加藤大謳、久布白落実、次田大三郎(臨)、

② 専門調査員

小倉庫次、沢田広

③ 幹事(以下十八名)

吉岡恵一 (全選管事務局長)、金丸三郎 連絡課長)、久保下久二(東京都選管事務局長) 長)、新井裕 課長)、林修三 (法務府法制意見局第一局長)、三堀 長)、奥野誠亮(地方自治庁財政課長)、 挙課長)、石渡猪太郎 省調査普及局長)、田中彰 省主計局長)、白石正雄 (最高裁判所行政局行政第二課長)、関口隆克 (地方自治庁次長)、長野士郎 (内閣官房総務課長)、神谷尚男 (最高検察庁検事)、武藤文雄 (国警本部捜査課長)、河野一之 (大蔵 (全選管管理課長)、 (大蔵省主計官)、矢野邦雄 (文部省調査普及局地方 (地方自治庁行政課 (法務府刑務局 (国警本部刑事部 (全選管選 山田 鈴木俊 明吉 刑事

### 諮問と答申

- 日本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱 は末尾の原文のコピーを参照されたい) (詳細
- 参議院制度改正要綱案 (右と同様

- 1 小委員会名簿
- 日本国憲法改正に関する小委員会 次田大三郎(委員長)、山崎佐、大竹武七郎、 野田武夫 坂千
- 参議院議員選挙制度に関する小委員会 阿部真之助(委員長)、島田武夫、 郎、三輪寿壮、 武藤武雄 渡辺銕蔵、
- 2 審議日程
- 第七 三〇日)、第九回 回 (一九五二年四月一七日)、第八回 (五月 (六月五日)
- 日本国憲法改正国民投票制度に関する委員会 二日)、第三回 (四月三〇日)、 口 第五回 (五月八日)、第六回 (一九五二年四月一九日)、第二回 (四月 (五月一三日) 第四回(五月七

## 参議院議員選挙制度に関する委員会

第一回 (一九五二年四月一八日)、第二回·第三回 日)、第八回(七月一九日) 一六日)、第六回(六月二四日)、第七回 (速記なし)、第四回 (五月一三日)、第五回 (七月四 (六月

西邦敏、 参議院議員選挙制度に関する公聴会 回限り(一九五二年五月二日。公述人は以下。大

堀真琴、古田徳次郎、住本利男、塩谷信雄

波多野鼎

#### 四、 解説

式投票方法を用いる」とある。また参議院議員選挙制度日以後九十日以内に行う。一、投票は賛成、反対の記号 改正要綱についても審議がなされており、 として審議されている。答申の主軸は、「一、国民投票 ら、憲法改正の国民投票制度の要綱にかかわるものが主 うち、五二年総選挙や牧野良三の国会議員への復職に伴 の投票権は衆議院選挙の選挙権を持つ者とする。 う会長辞任のために答申が延期されていたもののなか 民投票は国会が憲法改正の発議を提案した日から三十五 第三次選挙制度調査会は、第二回調査会の審議事項の その内容に関

る。 しては、「二、議員定数は、二百五十人とし、そのうち しては、「二、議員定数は、二百五十人とし、そのうち しては、「二、議員定数は、二百五十人とし、そのうち る。

### (四)第四次選挙制度調査会

### 一、参加者

① 委員(以下十六

高幸太郎(臨)、島田孝一 郎、小池隆一、坂千秋、佐野保房、沢田竹治郎、宮、(臨)、矢部貞治、竹内原忠雄、柳瀬良幹、松村真一、城一(臨)、田上穣治(臨)、海野普吉、大竹武七郎、安員(以下十六名)

- ② 専門調査員 (欠員と記載あり)
- 林修三(内閣法制局次長)、栗山康平(内閣官房総③ 幹事(以下十九名)

### 二、諮問と答申

と推定する。
合はこの限りではないが、その居住地等にあるもの下宿学生等の住所は、郷里を住所として申し出た場下宿学生等の選挙権の居住要件に関する事項

### 三、議事録

小委員会委員

我妻栄、

田上穣治

大竹武七

### ② 審議日程

一五日) 一五日)、第五回(一二月四日)、第六回(一二月月一一日)、第三回(一一月二七日)、第四回(一一第一回(一九五三年一〇月二一日)、第二回(一一

#### 四、解説

住地にあると推定し郷里にあると届出があった場合に対し、この件について諮問した結果、「自治庁通達はやむし、この件について諮問した結果、「自治庁通達はやむし、この件について諮問した結果、「自治庁通達はやむら、自治庁通達の内容に変更を加えることが適当であるり、自治庁通達の内容に変更を加えることが適当である時及び住所の認定を容易ならしめるという方向で、公職という意見が大多数」であり、「できる限り選挙権の行という意見が大多数」であり、「できる限り選挙権の行という意見が大多数」であり、「できる限り選挙権の行という意見が大多数」であり、「できる限り選挙権の行という意見が大多数」であり、「できる限り選挙権に関する現行公選法の扱う意を変更する答申を出した(同速記る現行公選法の扱う意を変更する答申を出した(同速記る現行公選法の扱う意を変更する答申を出した(同速記る現行公選法の投資という。その際には、学生の選挙権は郷里にあるとしたに関するとは、学生の選挙権は郷里にあるとしたにあるとは、学生の選挙権は郷里にあるとした。

にするA案と、原則郷里にあると推定し居住地にあると にするA案と、原則郷里にあると推定し居住地にあると にするA案と、原則郷里にあると推定し居住地にあると とるべきと決定されているとの結果がえら にするA案と、原則郷里にあると推定し居住地にあると

# (五)第五次選挙制度調査会・第六次選挙制度調査会

一、参加者

① 委員(以下三七名。会派が()で記載がある場合に

郎、 郎、 郎、大麻唯男、花村四郎、 高一 (右社)、小林武治 有馬忠三郎 (会長)、高橋雄豺 (左社)、森三樹二 (左社)、鈴木義男(右社)、 (民)、小澤佐重喜 (自)、大達茂雄 (臨)、林修三 (臨)、星嶋二郎 海野普吉、坂千秋、下村宏、 中村菊男、 野村秀雄、 (緑)、阿部真之助、 藤田 根本龍太郎、 |藤太郎、 (副会長)、 滝田実、次田大三 (民)、 自 藤田愛一 三浦一雄 中田吉雄 永田 川島 石川 中村 良一 正次

山政道 貞治、山浦貫一、山高茂、吉川末次郎、吉村正、蝋 松村権四郎(臨)、御手洗辰雄、安井誠一郎、矢部

### ② 幹事 (以下十五名)

(大蔵事務次官)、森永貞一郎 (大蔵省主計局長) (大蔵事務次官)、森永貞一郎 (大蔵事務次官)、平田敬一郎 (自治庁行政部長)、森田優三 (総理府統計局長)、 (自治庁行政部長)、森田優三 (総理府統計局長)、 (自治庁行政部長)、森田優三 (総理府統計局長)、 (自治庁行政部長)、森田優三 (総理府統計局長)、 (本議立 (法務事務次官)、 中川薫治 (警視庁刑事部 長)、 第本義広 (法務事務次官)、 中川薫治 (警視庁刑事部 長)、 第本義広 (法務事務次官)、 本社 (法制局第二部長)、 高辻正巳 (法制局次田中栄一 (内閣官房副長官)、 高辻正巳 (法制局次田中栄一 (内閣官房)、 高辻正巳 (法制局次田中栄一 (内閣官房)、 高辻正巳 (法制局次田中栄一 (内閣官房)、 高辻正巳 (法制局長)

# 一、諮問と答申(記載なし。諮問は次の通り)

記録から引用。頁数の記載なし)選挙制度の改正について貴会の意見を問う」(同速に関する答申があつたが、右に関する選挙区その他「衆識院議員の選挙について先に小選挙区制の採用

### 三、議事録

小委員会委員

矢部貞治、吉川末次郎、吉村正田藤太郎、松崎権四郎、御手洗辰雄、安井誠一郎、三樹二、中村高一、小林武治、坂千秋、下村宏、藤次田大三郎(委員長)、星島二郎、小澤佐重喜、森

### ② 議事日程

#### ·総会

卜羹真会(□(一九五五年五月二六日)、第五回(七月二○日)、第五回(七月二○日)、第六回(七月二六日)一○日)、第三回(六月二四日)、第四回(七月八第一回(一九五五年五月二六日)、第二回(六月

### ・小委員会

第一回 (一九五五年七月二六日)、第二回 (九月九月)、第二回 (一九五六年二月二○日)、第一回 (一月二一日)、第三回 (一八月二一日)、第三回 (一八月二一日)、第三回 (九月二二日)、第四回 (一八月二一月二十日)、第三回 (九月二二日)、第四回 (一九月二一月二十八月十一)

#### 匹、解説

ダー」の基盤となった点で非常有名である。事実、参加第五次及び第六次調査会は、いわゆる「ハトマン

る。また司羕り頁可し、て紛糾した様子が当時の う促すもので、当初から小選挙区制導入ありきのものと回調査会における小選挙区制導入の答申を再検討するよ 経験者のほかに国務大臣および政府職員をいれ」た結果員の数を十五名から三十名以内に増員しこの中には学識 記載なし)では、 大部分が小選挙区制論者であ」った一方で、委員のな報道を概観する限り、「政府が任命した委員の顔触れ 加していたのに対して大蔵事務次官が参加していたりす 選挙区制導入の答申を出すことはかなり難航した様子が には社会党系の議員も多く選任されていたことから、 なっていたことがわかる。もっとも、 るなどの変化が目立つ。その諮問の内容は、 いたり、 として、 較にならないほど、 者名簿の内容をみても、 も当てはまる。 伺える。 事実、 各党派の現職国会議員が委員として選任され あるいはそれまで幹事として大蔵主計局長が参 一九五六年三月一三日の総会 小選挙区制導入の答申の採決をめぐっ 人員が拡充されている。 委員・幹事ともに今までとは比 新聞報道でも明らかになってい 小委員会の速記録をみる限りで 審議内容や当時 とくに「委 前述の第二 (速記録に か 0  $\vec{O}$ 7

2

### (六) 第七次選挙制度調査会

### 一、参加者

1

委員

(以下三〇名

- 郎、 野普吉、 阿部真之助、 坂千秋、 山浦貫一、 高橋雄豺、 有馬忠三郎 御手洗辰雄、三宅晴輝、 下村宏、杉村章三郎、 大石義雄、 滝 田· 山高茂、 (会長)、長谷部忠 明峯嘉夫、 実、 吉田直治、 野村秀雄、 唐島基智三、 潮田江次、 矢部貞治、 田上穣治、 船田文子、 (副会長)、足立 小島憲、 内田秀五郎、 安井誠 松村真 田辺繁子、 近藤操、 正 郎 海
- 幹事 庁刑事部長)、 小田原登志郎 局選挙課長)、桜沢藤兵衛 井貞夫 (自治庁行政局長)、 山本浅太郎(内閣官房総務課長)、高辻正巳 局次長)、野木新一 (自治事務次官)、兼子秀夫 省主計局長)、 (最高検察庁検事 (以下一四名) 竹内寿平 (総理府統計局長)、中川薫治 東京都選管事務局長 (法制局第二部長)、 (刑事部長))、森永貞 (法務省刑事局長)、 (自治庁選挙局管理課長)、 皆川迪夫(自治庁選 (自治庁選挙局長)、藤 (加藤春吉 鈴木俊 郎 柳川 天

# 二、諮問と答申(記載がないため、諮問を示す)

たい」(同速記録、九頁) あるか。もしあるとするならば、その要綱を示され区制その他選挙制度について、改正を加える必要が「参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙

### 三、議事録

#### ・総会

月二三日)、第三回(一○月二九日)、第四回(一一第一回(一九五七年一○月二二日)、第二回(一○

月一二日)、第五回 (一一月一九日)、第六回 (一一

### 月二六日)

#### 四、解説

第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を第七次選挙制度調査会は、参議院全国区の改変に端を

置」が主たる内容となっている。これは一月二一日に決窓。規定による選挙区の特例を受けた都市に関する経過措 ている。だがDVD版に記録されている資料集には、その問題に関する小委員会がその後設置されたと報じられ 定された。 置」が主たる内容となっている。これは一月二一日に決置」が主たる内容となっている。これは一月二一日に決 において採択された。その具体的な試案につい 割りについての答申は、翌五八年一月一五日に小委員会 区」・「分区」の基準、⑥町村合併促進法第十一条の五 の「合区」、③飛地の扱い、 が、長いので省略すると、「①選挙区の原則、 報道などで足跡をたどると、都道府県議会議員の選挙区 会(一九五七年一一月二六日)以降の議論について新 終的な過程については、 状態であることがわかる。そこで補足として、第六回 方選挙の議論についても同様であり、答申が出された最 の後の小委員会の速記録は記載されていない。これは 一九五八年一月一五日付の 現時点で一次資料が存在しな ④大都市の「分区」、 『朝日新聞』 の朝刊が詳しい ②小都市 (5) ては

なっており、五八年二月一一日の小委員会において、四ころ地方議会選挙の問題とは分離して議論されることとなお前述の参議院全国区の問題に関しては、結局のと

続報は確認できない。 月以降議論することが決定されたと報じられているが、

### (七) 第八次選挙制度調査会

### 一、参加者

① 委員 (以下三〇名)

子、長谷部忠、船田文子、 野普吉、大石義雄、 阿部真之助、井出成三、潮田江次、 貞治、吉田直治、吉村正、 宮島幸太郎、安井誠一郎、 杉村章三郎、高橋雄豺、 島田武夫(会長)、御手洗辰雄、 唐島基智三、 田上穣治、 山浦貫一、 渡瀬亮輔 松村真 明峯嘉夫、足立正、 小島憲、近藤操、 滝田実、田辺繁 内田秀五郎、海 郎、三宅晴輝、 山高茂、 · 矢部

② 幹事(以下一三名)

局長)、中川薫治(警察庁刑事局長)、竹内寿平(法治庁選挙局管理課長)、小田原登志郎(総理府統計治庁選挙局管理課長)、村松清之(自治庁選挙局長)、皆治事務次官)、村松清之(自治庁選挙局長)、皆為上、明本統正(内閣官房総務課長)、高辻正巳(法制局を本統正(内閣官房総務課長)、高辻正巳(法制局

部長))、石原周夫(大蔵省主計局長)、関岡賢一務省刑事局長)、熊沢孝平(最高検察庁検事(刑事

### 二、諮問と答申

(東京都選管事務局長)

数不均衡の是正と中立的な選挙区画定委員会の設置選挙運動費用制限の見直し、選挙腐敗に対する対応選挙運動費用制限の見直し、選挙腐敗に対する対応選挙運動費用制限の見直し、選挙腐敗に対する対応、選挙の公明化に伴う衆議院議員の選挙制度について選挙の公明化に伴う衆議院議員の選挙制度について

### 三、議事録

1

小委員会委員

吉村正真一郎、宮島幸太郎、山高茂、矢部貞治、吉田直治三、近藤操、高橋雄豺、田上穣治、長谷部忠、松村三、近藤操、高橋雄豺、田上穣治、長谷部忠、松村小島憲(委員長)、明峯嘉夫、阿部真之助、井出成

② 議事 目程

二五日)(一一月二四日)、第四回(一二月二六日)、第三回(一一月二四日)、第二回(一二月第一回(一九五九年一一月五日)、第二回(一一月

### ・小委員会

一〇日)、第三回(一二月一四日)、第四回(一二月第一回(一九五九年一二月三日)、第二回(一二月

#### 四、解説

八日

増額など公職選挙法の改正を要望する声が高まって」い「最近は売名立候補の防止、選挙公営、法定選挙費用の あると報じられている。その答申の内容については、 を諮問することになった。これらの点については、 任期のきれた委員を再任し再度選挙制度に関する答申を 院全国区の改正に関する審議が未了のままであったため、 ることが重視されたことから、「公明選挙の実現方法\_ 行うために発足している。 (速記なし。 第八次選挙制度調査会は、 四日に小委員会が設置され、 前回の参議院全国区の問題というよりもむしろ、 事実関係不明)で岸首相に答申する予定で もっとも、その発足の過程で 前回の調査会において参議 一八日の調査会総会 選

強化などに特徴がある。化・規制緩和と同時に、悪質な違反に対する罰則規定の挙の公明化に関すものが中心で、選挙運動規制の合理

### 五 おわりに

ある。 内容を網羅的に示しているわけでもないことも明らかで ある場合は、 加者も重要人物ばかりということは、この概要からも伺 礎情報について言及するに留まっている。 筆者自身が、選挙制度全般の問題や五○年代の政治的問 する限り、 いである。 れた選挙制度の事項のうち、 い知ることができただろう。そこでもし、ここで審議さ 同調査会で審議された事項が極めて多岐に及び、その参 題に必ずしも詳しくないために、ここでは同資料集の基 選挙制度資料 以上が その点に関しては、たとえば当時の『選挙』や DVD-ROM あるいは、同資料集に関する事実関係を整理 審議内容が「歯抜け」になっていて、 実物でその内容を確認していただければ幸 昭和二四~三四年』に関する概要になる。 選挙制度調査会議事速記 個別の事項や人物に関心 しかしながら、 全ての

ろう。 長された結果、一部の資料には著作権が残っており、こ 域に属する全ての研究者に利益をもたらすことは確かだ の重要性と可読性を考慮した場合、電子化作業がこの領 府から確認をとっている)様々な障害がある。だが資料 れは現時点で内閣府が保有している旨、文科省及び内閣 手続的にも(著作権の保護期間が五○年から七○年に延 様にまとめることができればと考えてはいるが、これに 販売している『矢部貞治関係資料集』及びその他国会図 は物理的にも(同速記録は総計一万頁を優に超える)、 としては、今後は「選挙制度審議会」の議事速記録も同 補足していただければ幸いである。なお筆者個人の願望 書館に寄贈されている資料など閲覧したりすることで、 選挙時報』の記載であったり、あるいは丸善雄松堂が

# 図一 一九五二年選挙制度調査会の答申 (同速記録より引用)

### 及び答申等 選挙制度調查会諮問

### 諮

1

問

諮問第二号

昭和二十六年五月二十二日

内閣総理大臣 吉 田

茂

選挙制度の調査について左記のとおり貴会に諮問する。 選挙制度調査会会長殿

を示されたい。 べきものがあると認める。よつて、調査の上、これに対する要綱 最近行われた各種の選挙の実際に鑑み、選挙制度の上に改正す

### 2 選挙制度調査会答申

本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱を次の通り答申する。 昭和二十六年五月二十二日本調査会に付譲された諮問に対し、 調査会における審議経過の概要を別紙の通り報告する。 日

選挙制席調査会長代理

昭和二十七年十二月二日

副会長

関

口

内閣総理大臣

田

茂殿

泰

## 日本国憲法の改正に関する国民投票制度

一、国会が日本国憲法の改正を発議提案したときは、国会は、同時 するかを決定しなければならないものとする。 に、特別の国民投票に付するか、又はいずれの選挙の際投票に付

二、国民投票は、国会において日本国憲法の改正を発議提案した日 から三十五日以後九十日以内に行わなければならないものとす

三、国民投票の投票権を有する者は、衆議院議員の選挙権を有する 者とする。

四、国民投票を行う際には、国会議員の選挙の際に用いる選挙人名 簿を用い、特別の国民投票を行う場合には、更に補充選挙人名簿 を調製するものとする。

五、国民投票の期日は、少くとも三十日前に内閣総理大臣が告示す るものとする。

六、投票は、賛成反対の両欄を設け、そのいずれかを採るかを記号 によつて表示させる記号式とするものとする。

七、投票区及び開票区は、衆議院議員の選挙のそれらによる外、投 票及び開票は、原則として衆議院議員の選挙の例によるものとす

八、

養否不明の投票は無効とし、

養成投票が有効投票の過半数であ るときは国民の承認を経たものとする。

九、開票の結果の中間集計及び全国集計は、最高裁判所裁判官国民

審査の例によるものとする。

十、日本国憲法改正案は、中央選挙管理会が国民の承認を経た旨の

する。 告示をしたときには、直ちに公布、施行することができるものと

十一、国民投票に関し異議がある投票権者は、国民投票の結果の告十一、国民投票に関し異議がある投票権者は、正成最高裁判所に上告することができるものとする。との訴訟の東京高等裁判所に上告することができるものとす

判決しなければならないものとする。 異動を及ぼす虞がある場合に限り、投票の全部又は一部の無効をず速かにその裁判をしなければならないものとし、投票の結果に前項の訴訟については、裁判所は、他の訴訟の順序にかかわら

影響を及ぼさないものとする。
るまでは従前の投票の結果に基く日本国憲法の改正規定の施行に十二、訴訟の結果再投票を行う場合においても、その結果が確定す

運動は、当該候補者の選挙運動とみなすものとする。おれる場合において、当該選挙の候補者が行う国民投票のためのおれる場合において、当該選挙の候補者が行う国民投票のためのは、投票の自由、公正及び秩序を確保するため必要なものに限定十三、国民投票に影響を及ぼす運動は、原則として自由とし、罰則

ものとする。十四、国民投票に関する事務は、中央選挙管理会をして管理させる

#### 附帯事項

かに国会法その他において議事手続その他の規定を整備されたい。日本国憲法の改正に関する国会の発議及び提案について、すみや

別

### 調査会における審議経過の概要

果、答申の通り、その要綱を議決しました。国憲法の改正に関する国民投票制度につき、慎重に審議を重めた結
国憲法の改正に関する国民投票制度につき、慎重に審議を重めた結
本調査会は、昭和二十六年五月二十二日附諮問第二号に基き、さ

案を受けとるところを起点として考究したのであります。 案を受けとるところを起点として考究したのであります。 案を受けとるところを起点として考究したのであります。 案を受けとるところを起点として考究したのであります。 案を受けとるところを起点として考究したのであります。 と「提案」の意義、方法及び両者の関係並びに本要綱において規律すべき範囲についてであります。これらについては、憲法改正の発識は、国会のみが各議院の総議員の三分の二以上の賛成をもつてなしらるものであるから、発議の高さいに本要綱において規律するものであるから、発議の高さいのであるが、憲法にいら国会の「発議」と「提案」の意義、方法及び両者の関係並びに本要綱において規律すべき範囲について、発議の高さいのであります。 の一以上の賛成による議決があつたときは同時に国民に対する提案がなされたものと考え、発議提案の方法は国会の議事手続規程に委れ、本要綱では国民投票制度を国会が発議提案した日本国憲法改正の発表して著究したのであります。

次に、要綱の第一についてであります。

おくかという問題もありましたが、この点は、国会に一任すること票を併せて行うことのできる選挙の種類をこの国民投票法で定めてる際に国会が同時に決めることとしたのであります。なお、国民投るか又は国会の定める選挙の際併せて行うか、いずれかの方法によ日本国憲法第九十六條による、国民投票も特別の国民投票に付す

解題 『DVD―ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野)

およけるか。 判決があつたものとみなし最高裁判所に上告することができるこ判決があつたものとみなし最高裁判所に上告することができるこれがある。

のとするか。は、投票の自由及び公正を確保するため必要なものに限定するもは、投票の自由及び公正を確保するため必要なものに限定するも十三、国民投票に影響を及ぼす運動は、原則として自由とし、罰則

るか。国憲法改正案の内容の周知徹底に努めなければならないものとす「国憲法改正案の内容の周知徹底に努めなければならないものとす」、投票の管理機関は、投票人に対し、国民投票に付すべき日本

正国民投票管理委員会の構成をどうするか。称)を設けて管理させるものとするか。この場合において憲法改十五、国民投票に関する事務は、憲法改正国民投票管理委員会(仮

# 4 参議院制度の改正に関する

(昭二七、四、一七)

二、全国区及び都道府県別選挙区の現行制度に検討を加える必要は一、六年の任期は、長すぎないか。

三、国民の直接選挙によらない一定数の議員を認める必要はない

(備考)

参議院議員が国務大臣及び政務官の職に就くことを禁止する必要

四、現行定数(全国区百人地方区一五〇人)を検討する必要はない

か。

五、半数改選の制度は、適当か。

六、被選挙権の要件は、現在のまゝでよいか。

ことゝする必要はないか。と、地方選出議員の補欠選挙は、議員が二人以上欠けた場合に行う

九、投票の方法、立候補制度、選挙運動、罰引八、繰上補充は、同点者に限る必要はないか。

先に答申された衆議院議員選挙制度改正要綱に準ずるものとする九、投票の方法、立候補制度、選挙運動、罰則等の制度は、概ね、

# 5 参議院議員選挙制度改正要

一、議員の任期は、四年とするか。

は推せんによる。二、義員定数は、二百五十人とし、そのうち百五十人は選挙、百人

数を選挙するものとする。三、選挙による議員は、都道府県の区域により、二年ごとにその半

こ、住いいここう養責は、星学を含べていて、四、選挙権及び被選資格は、現行通りとする。

五、推せんによる議員は、選考委員会において選考した者を、二年

六、選考委員は、委員十二人をもつて組織する。ごとに五十人ずつ指名する。

労働界代表二人を、衆議院において指名するものとする。及び最高裁判所長官の外、言論界代表二人、大学学長代表二人、選考委員会の委員は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長

### 委員の任期は、二年とする。 6 衆議院議員選挙制度改正要

第一 選挙の基本観念に関する事項

選挙に関する基本観念を明らかにし、その徹底を期するため、 左

政の根本を決定する最高意思の表明である。

選挙は、国民主権の趣旨に従い、国民の代表者を選び、

国

第一條

の規定を置くこと。

2 選挙は、自由且つ公正に行われなければならない。

人もこれを尊重しなければならない。 選挙権は、国民固有の権利である。自らこれを尊重し、何

2 しなければならない。 選挙人は、公共の福祉を旨とし、良心に従つて選挙権の行使を

ために尽す熱意を有するものでなければならない。 候補者は、国民の代表者として、高い識見を備え、公共の

第四條 選挙運動は、候補者の人物及び政見を選挙人に知らせ、そ

の正しい判断を求めることを本旨とする。

通じて国民の政治常識を養い、その向上に努めなければならない。 選挙運動は、公明正大に行われなければならない。 選挙管理委員会は、この法律の趣旨に従い、あらゆる機会を

選挙区に関する事項

議員定数は、現行通り四百六十六人とすること。

各選挙区の議員定数は、一人とすること。

(昭二 、八、二八)

めること。

五、選挙区の区域を定める場合においては、

四、各選挙区の区域は、議員定数一人当り人口十七万乃至十八万

国勢調査人口)に比例して配当する方法によること。

を標準として、各選挙区の人口がなるべく均等になるように定

郡市区の区域によるのを原則とすること。

又は一郡市区の区域を分けて数選挙区とすることを妨げない 必要がある場合には、郡市区の区域を合せて一選挙区とし、

自<br />
やむを得ない場合においては、郡市区の一部を他の郡市区 又はその一部を併せて一選挙区を定めることができること。 一町村の区域は、これを二以上の選挙区に分けることがで

選挙手続に関する事項

きないこと。

一、選挙人名簿の制度は、原則として現行の通りとすること。但 制度を採用することができるものとすること。 し、市町村の選択によつて、長期据置制のルーズリーフ式名簿

二、選挙期日の公示又は告示は、その期日の二十五日前までとす ること。

三、投票

(-)その具体的方法は、左の通りとすること。 記号式投票方法を採用すること。

投票用紙には、 候補者の氏名

1

(漢字には平仮名で振り仮名をつけ

二五(一三九)

『DVD─ROM 選挙制度調査会議事速記録/選挙制度資料 昭和二四~三四年』(安野)

三、議員定数の配当は、各都道府県に対し一人を平等に配当し、

残余の定数(四百二十人)を人口(昭和二十五月十月一日現在

- だがこれらの記述は、 載しているだけで、 がある。 の回次については、当時の新聞記事間でも表現に揺らぎ がないと整合性が取れない。このように選挙制度調査会 いる(たとえば一九五九年一一月五日付読売新聞夕刊)。 査会に関しては、「第七次選挙制度調査会」と記載されて えば読売新聞を一例とすれば、本稿で第七次としている た数え方があるわけではないことに留意されたい。 いる。その一方で本稿が第八次と記載した一九五九年調 (一九五七年一○月二一日付読売新聞朝刊)と記載されて 九五七年調査会に関して「第五次選挙制度調査会」 れば、当時の新聞記事などを概観する限りでも統一し お回次の数については、速記録の数をそのまま記 厳密な回次を示しているわけではな 間の一九五八年に「第六次調査会」
- $\widehat{2}$ 選挙制度審議会に関する体系的な研究は見受けられない。 筆者の乏しい認識の限りでは、選挙制度調査会及び
- 3 本選挙制度』(九州大学出版会、一九八六年)、を参照さ 公職選挙法制定過程の概要については、 杣正夫『日
- 二〇一七年)五六頁。 統合をめぐって」(『自治総研 堀内匠「自治体選挙法の消滅 (上):公職選挙法への 第四三巻第一〇号、
- 同上。 堀内・前掲注(4)六五頁。

- 断から第二委員会に審議事項となっている。 ぎる」(第二委員会速記録、一七頁)という牧野会長の判 あったが、「どうもあなたのところがちよつと仕事が多過 同事項に関しては、本来第三委員会の審議 事 項
- 8 堀内・前掲注(4)六五頁
- 9 一二巻第一一号、一九五九年)五〇頁 鈴木俊一他「戦後における選挙制度を語る」
- 10 一九五二年一二月三日付朝日新聞朝刊。
- 11 聞朝刊の社説が詳しい。 同問題に関しては、一九五四年五月二一  $\exists$ 付 朝 Ï
- 12 九五五年五月六日付朝日新聞
- 13 九五五年五月二六日付朝日新聞朝刊
- 14 九五五年一〇月二日付朝日新聞夕刊。
- 15 九五六年三月一三日付朝日新聞朝刊
- 17 16 九五七年一〇月四日付朝日新聞朝刊。 九五七年九月二五日付朝日新聞夕刊
- 18 九五七年一〇月二四日付朝日新聞朝刊
- 19 九五七年一二月六日付朝日新聞夕刊。
- 20 九五八年一月一五日付朝日 新聞朝刊
- 21 九五八年一月二二日付朝日 新聞朝刊。
- 九五八年二月一二日付朝日新聞朝刊
- 九五九年六月三〇日付朝日 新聞夕刊
- 九五九年一〇月二四日付朝日新聞朝刊
- 九五九年一二月一一日付朝日新聞朝刊